

令和6年度

議会運営概要



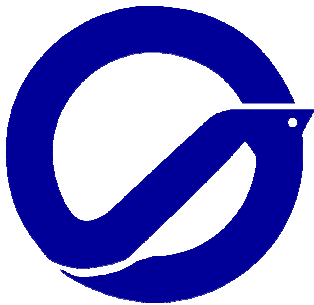
坂町マスコットキャラクター
坂うめじろう

広島県坂町議会

町章

(昭和55年11月1日制定)

(説明)



- ① 平和のシンボル「ハト」を、坂町の頭文字「S」からデザイン化したもの
- ② 親子のハトは、子孫繁栄を願って飛躍を意味する
- ③ 太いラインは、大空の中の虹（広大な気持、協調のある町）を示し、和の中に未来に飛びつつ平和な町を表現した

町民憲章

わたしたちは、伝統と、美しい自然に感謝し、互いに尊敬し合える坂町民としての誇りと自覚を持ち、豊かで住みよいまちを築くためにこの憲章を定めます。

- 1 人を大切にし、温かい心のかよう明るいまちをつくります。
- 1 海と緑を活用し、調和のとれた豊かなまちをつくります。
- 1 平和を愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 1 豊かな心を養い、体を鍛え、健康なまちをつくります。
- 1 若人に夢、お年寄りに生き甲斐のあるまちをつくります。

キャッチフレーズ

潮の香りと緑ゆたかな坂町

町の花

あさがお

町の木

梅

町の鳥

メジロ



沿 革

坂町は広島県の南西部、安芸郡の南に位置し、中四国地方の中心都市である広島市に、広島湾を隔てて南側に位置しています。

町域面積は、15.69Km²で、そのうち50%が山林で占められており、町の周囲は、約7.1kmの海岸線及び山林で囲まれています。

明治21年、坂町は坂村として発足し、昭和25年8月、町制を施行し、現在に至っています。

人 口

令和5年1月1日現在の人口は12,680人で、人口密度は808.1人/Km²となっている。人口推移をみると、戦前の最高は昭和15年の9,700人であった。

その後増加し昭和22年以降は13,000人から14,000人を前後していたが、平成15年までに12,000人となった。

現在は子育て支援住宅の建設など、若者の定住対策などに力を入れており、人口は再び増加傾向となっており、平成19年以降は、13,000人前後を推移している。

観 光

自然を活かした保養、行楽の場として、瀬戸内海の島々や広島市街地が一望出来る風光明媚な横浜公園や、映画のロケ地にもなったベイサイドビーチ坂（人工海浜）などの施設を有し、毎年春には『ようようまつり』、夏には『潮の香りまつり』、秋には『秋祭り』『亥の子祭』『広島ベイマラソン大会』等が繰り広げられ、町内の人ばかりでなく、他市町村からも多くの人を訪れている。

近年では、平成22年8月に、ウォーキングを通じて健康でたくましい「こころ」と「からだ」をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指すため、「悠々健康ウォーキングのまち」を宣言し、ウォーキングトレイルの整備を進めると共に、平成24年3月以降「坂町悠々健康ウォーキング大会」を実施している。

平成26年9月には、町民の念願であった、Sunstar Hallが完成し、スポーツ・文化の拠点として活用されている。

また、令和5年4月にはベイサイドビーチ坂の物販・飲食施設がオープンし、年間を通じたにぎわい創出と交流人口の増加、海でのマリンスポーツ、ビーチスポーツや背後地でのトレッキングの拠点として、町内外に情報発信する本町のシンボリックな施設となることが期待される。

坂町議会運営状況

1. 議会構成

(1) 定数・任期

法定数 22人 条例定数 12人 現員数 12人

任期 自 令和5年4月30日

至 令和9年4月29日

※ 昭和30年4月 22人 (26人) 昭和54年4月 18人 (26人) ()内は法定数

平成11年4月 16人 (26人) 平成15年4月 14人 (22人)

平成19年4月 12人 (22人) 現在に至る

(2) 委員会

名称		定数	任期	所管
常任委員会	総務厚生委員会	6人	2年	総務課・出納室・企画財政課 税務住民課・民生課・保険健康課・環境防災課・選挙管理委員会
	建設文教委員会	6人	2年	建設課・都市計画課 教育委員会
議会運営委員会		6人	2年	
議会広報調査特別委員会		8人以内	2年	
総合計画調査特別委員会		12人	1年	
議会改革推進特別委員会		12人	4年	

(3) 在職年数別議員数

令和6年5月1日現在

1~4年	5~8年	9~12年	13~16年	17~20年	21~24年	25~28年	平均年数
4	3	1	3	0	0	1	8.5

(4) 年齢別議員数

令和6年5月1日現在

40~49才	50~59才	60~69才	70才以上	平均年齢
3	1	3	5	64.8

2. 議会の運営

(1) 議会運営委員会

- ① 委員 各常任委員会より3名
- ② 定数 6人
- ③ 協議事項 会期、議事日程、一般質問等
- ④ 開催の時期 定例会、臨時会前適当な時期に開く

(2) 議案等の審議

- ① 審議書等の配布は会議招集前で、最低3日前まで
- ② 審議の方法
 - ◎町長の提案理由の説明、必要に応じて担当課長の詳細説明
 - ◎質疑 ・同一議員につき同一議題について再質問5回まで
 - ・時間制限なし
 - ・町の反問権あり

(3) 議会改革について

- ・平成23年4月に議会基本条例を制定
- ・平成23年12月定例会から議会インターネット中継を開始
- ・平成24年4月から毎年1回、議会報告会を実施
- ・令和5年6月に議会改革推進特別委員会を設置
- ・令和6年9月から各団体との意見交換会を実施

3. 調査・研修活動の状況

(1) 付託事件等の調査

- ① 実施期日 定例会終了後ほか随時
- ② 調査地 町内又は隣接市町（必要に応じ、近県の場合もある）

(2) 県外行政調査

- ① 実施主体 各常任委員会又は全員
- ② 実施時期及び調査地 年1回10月から11月頃に実施、調査地は目的に合わせ適宜決める。

4. 一般質問

(1) 質問の通告

議長が定めた通告期日までに文書をもって事務局に提出する。

(2) 質問の数

制限しない。ただし議会広報掲載は原則として1人2問までとする。

(3) 質問の回数

原則として再質問5回まで。時間の制限はなし。

(4) 一般質問者の状況（令和5年）

3月定例会	12人（12問）	6月定例会	10人（11問）
9月定例会	11人（13問）	12月定例会	11人（15問）

5. 傍聴者数

年間 130名 (令和5年)

6. 報酬等

(1) 報酬 (平成7年4月1日改正)

区分	議長	副議長	議員
月額	311,000	257,000	246,000
長に対する比率	37.9%	31.3%	30.0%

町長	副町長	教育長
821,000	674,000	630,000

(2) 費用弁償 旅費 (宿泊を伴うもの)

(3) 政務活動費 月額 10,000円 (平成13年10月1日施行)

7. 議会広報

広報委員数 8人 (8人以内)
発行 昭和57年11月1日発行
年4回 (令和6年4月1日現在 第167号)
※必要に応じ臨時号を発行
令和5年度予算 「議会だより」印刷費 1,416千円
配布方法 毎月発行の町広報にあわせて坂町行政連絡員等に依頼
編集及び発行 定例会終了後着手、翌月1日発行

8. 議会事務局

組織 事務局長1名 主事1名 会計年度任用職員1名
管理 事務室・正副議長室・議員控室・委員会室3・議場

9. 監査委員

組織 委員定数 2人 (代表監査委員・議会選出監査委員)

議 会 費 歳 出 予 算 額

(単位：千円)

節	6年度当初予算	5年度当初予算	4年度当初予算
報 酬	37,544	37,450	37,406
給 料	7,101	6,868	7,035
職員手当等	17,215	16,466	15,804
共 済 費	10,728	11,520	12,132
報 償 費	20	20	20
旅 費	1,457	2,511	2,701
交 際 費	600	600	600
需 用 費	1,632	1,572	1,378
委 託 料	2,262	2,168	2,073
使用料及び賃借料	907	610	570
備品購入費	297	0	0
負担金補助及び交付金	2,681	2,672	2,672
合 計	82,444	82,457	82,391